

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 28 日

市内介護サービス事業所 管理者様

インフルエンザ等感染症発生時の事故報告の取扱いについて（周知）

平素より、本市介護保険行政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険事業者における事故発生時の報告に係る取扱い基準については、本市ホームページ等にて周知させていただいております。施設内での感染症等の発生時における報告については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付け健感発第 0222002 号ほか厚生労働省健康局長ほか 4 局長連名通知）の報告基準に基づき適切に対応を図られますよう、お願い申し上げます。なお、5 類感染症のうち定点把握感染症に係る事故報告の基準は以下のとおりとなります。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

本市事故報告書等を掲載するホームページ

[トップページ](#) > [申請書ダウンロード](#) > [介護保険関連](#) > [事故報告連絡票・事故報告書](#)

【担当】

東村山市役所 健康福祉部

介護保険課 給付指導係

電話：042-393-5111（代表）内線 3143